

令和6年 第4回 新富町農業委員会会議録

(令和6年4月26日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第4回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年4月26日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 4月26日 午後 2時06分 議長 閉会 令和6年 4月26日 午後 2時38分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	×	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		6 番 藤井 貞敏 委員	7 番 太田 茂 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議長 ただ今から、令和 6 年第 4 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 6 名、農地利用最適化推進委員 8 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 3 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員に 6 番 藤井貞敏、7 番 太田 茂委員を指名いたします。

議長 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。
 お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
 日程第 3 議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
 譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字上富田■■■■■ほか全 5 筆、田が 3 筆の 3,708 m²、畑が 2 筆の 5,860 m²、計 9,568 m²、所有権移転の親族間での無償贈与となります。
 次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、水稻やお茶が作付けしてありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 についてご説明いたします。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字日置■■■■■、畑の 336 m²、所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の 10a あたり■■■■■円となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕してあり耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ありません。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明いたします。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字下富田■■■■■、田の 419 m²、所有権移転の親族間での無償贈与となっております。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、水稻が作付けしてありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないでしょうか。

(質疑の時間をとる)

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 19 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 19 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 20 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明させていただきます。現地調査資料の 1 ページと 2 ページ目をご覧ください。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字新田■■■■■■■■■■で、■■■■■■■■■■からから北北東へ 300m ほど進んだ県道宮崎高鍋線沿いになります。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が田の 754 m²で所有権移転の土地代■■■■円になります。申請内容は一般個人住宅で、建築面積は 124.21 m²になります。現地調査資料 2 ページに施設の概要等を載せていますのでご確認ください。

申請理由につきましては議案書記載のとおりで、こちら農振農用地に隣接していますので第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当すると判断しております。説明については以上でございます。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

9 番 長友 保 委員

長友保 9 番長友が現地調査の報告をいたします。ただいま報告があったとおりでございます。調査員全員が問題なしと見ましたので報告いたします。以上です。

議長 地元委員からはなにかありますか。

藤井 ありません。

議長 次に、その 2 とその 3 については関連がありますので一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 とその 3 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 3 ページ 4 ページと 5 ページ 6 ページになっております。

先に 3 ページ目と 4 ページ目をご説明いたします。譲受人が■■■■・■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、■■■■■さんです。申請地は大字上富田■■■■■ほか全 3 筆で■■■■■の東に 20m ほど進んだ県道荒武新富線沿いになります。(航空写真で現地を示しながら説明) 登記地目が田の 691 m²で所有権移転の土地代■■■■円です。申請内容は一般個人住宅及びトレーニング施設の敷地で、建築面積は 187.14 m²になります。現地調査資料 4 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しております。

つづきまして、その 3 についてご説明申し上げます。

現地調査資料の 5 ページと 6 ページ目となります。譲受人は■■■■・■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字上富田■■■■■で先ほど説明しましたその 2 に隣接した土地になりますが、こちらがその進入路ということで、登記地目が田の 87 m²で所有権移転の土地代は■■■■円です。申請内容は進入道路で、建築面積は 87 m²です。現地調査資料 6 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。説明は以上です。

議長 それでは、その 2 とその 3 について現地調査の報告も兼ねて説明をお願いします。

7 番 太田 茂 委員

太田 7 番太田が 2 番 3 番について説明したいと思います。全員で見たところ住宅地で何ら問題がないと判断しました。以上、報告いたします。

議長 次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 ご説明させていただきます。現地調査資料の 7 ページ目と 8 ページ目をご覧ください。

譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字上富田■■■■■ほか全 2 筆でその 2 で転用申請がありました土地の東に隣接した土地になります。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が田の計 7.57 ㎡で所有権移転の土地代は■■■■円です。申請内容は一般個人住宅ということです。現地調査資料 8 ページの既設の写真をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、こちらの方も先ほどあげました土地と隣接しておりますので、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。なお、追認案件となります。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告も兼ねて説明をお願いします。

7 番 太田 茂 委員

太田 7 番太田が 4 番について説明したいと思います。今、説明がありましたとおり何ら問題がないと思いました。以上です。

議長 次に、その 5 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。現地調査資料の 9 ページと 10 ページをご覧ください。

譲受人は■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんと■■■■■さんです。申請地は大字上富田■■■■■ほか全 6 筆で■■■■■■■■■■の東側に隣接した土地になります。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が田の 1,631 ㎡で所有権移転の土地代■■■■円です。申請内容は露店駐車場で、現地調査資料 9 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、こちら南側の農振農用地に隣接しておりますので、第 1 種農地と判断しておりますが既存施設の拡張ということで不許可の例外に該当すると判断しております。説明は以上です。

議長 それでは地元委員を兼ねて現地調査報告をお願いします。

7 番 太田 茂 委員

太田 7 番太田が 5 番について説明したいと思います。これも何ら問題な

いと思います。以上です。

議長 ただ今、議案第 20 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

(質疑の時間をとる)

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 20 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 20 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6 番 藤井貞敏 委員

藤井 6 番藤井が説明をいたします。申請番号 1 番の譲受人が■■■■さん、譲渡人は■■■■さん。申請地が新田■■■■■■と■■■■、現況地目が田で、2 筆で 935 m²になります。10a あたりの金額が■■■円ということで、移転時期が令和 6 年 5 月 22 日で■■■円でございます。これは、長友保委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野がその 2 について説明をしたいと思います。譲渡人が大字新田■■■■■■の■■■■さん、譲受人が大字新田■■■■■■の

■■■■さん。■■■■■■■■■■の田で 2,116 m²。移転時期が令和 6 年 5 月 28 日で対価額が■■■円になります。経営規模拡大の 10a あたり ■■■■円で猪俣委員との共同あっせんになります。以上です。

議長 次に、その 3 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野がその 3 について説明いたします。譲渡人が大字新田■■■■■■■■、■■■■さん。譲受人が大字新田■■■■、■■■■さん。新田■■■■の田で 372 m²から新田■■■■■■■■■■の田で 545 m²まで全 12 筆になります。合計の 8,916 m²になります。移転時期が令和 6 年 5 月 28 日、対価額が■■■円、経営規模拡大で 10a あたり ■■■■円になります。こちらは 1,000 m²以下の耕作面積の少ない田で、ぬかり田だったり、隣の田を通して耕作するなど条件が悪い場所があるため、全体を平均して 10a あたり ■■■■円にしました。これも猪俣委員との共同あっせんになります。以上です。

議長 次に、その 4 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6 番 藤井貞敏 委員

藤井 6 番藤井が説明いたします。申請番号 4 番、譲渡人が■■■■さん、譲受人が■■■■さん。申請地は新田■■■■■■■■■■、現況地目は田んぼで 1 筆の 576 m²になります。対価額が■■■■円、移転時期は令和 6 年 5 月 22 日で 10a あたり ■■円になります。長友保委員との共同あっせんです。以上です。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 その 5 からその 8 につきましては、再設定になりますので説明を省略いたします。

議長 ただ今、議案第 21 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

(質疑の時間をとる)

太田 田んぼの値段が大体 30 数万円ぐらいで 40 万円を超えるような値段を見ないんですけど、大体このくらいでなって来てるんですかね。売りたいくても値段を下げないと絶対売れなくなっている。

長友保 県の最低が 30 万円ですよ。

会長 農業振興公社とかいろんな。

猪俣 県じゃなくて町が 30 万円じゃないんですか。

会長 大体うちが 30 万円。

猪俣 最低価格が 30 万円じゃないといけないからですよ。

会長 だから 30 万円でそれから色々条件があって、それからちょっと下がったりするっていうことですよね。

議長 ほかに質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 21 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 21 号については承認されました。

議長 次に、議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 49 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 22 号についてご説明いたします。農地中間管理事業の地域案件および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、

36、37 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上、説明いたします。

議長 ただ今、議案第 22 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

出口 この 10a あたりの借地料は基本的にどうやって決まっているんですか。個人間の話ですか。

猪俣 個人とその周り。その地区毎で案件があるじゃないですか。その時にうちは 1 万円ですよとか、1 万 5 千円ですよとかなるからですよ。それに合わせて大体来てます。大体お互いですね。

出口 親子間で借地料を払うってところがあつたので。
 そうしたら、この中間管理機構に言って入れてもらってという話ですか。

猪俣 入れてもその中でもやはり親子で話し合いをしないといけないです。じゃないと貸せないです。

事務局 申請書を出さないといけないです。間に中間管理機構の農業振興公社が入るんで、そこに貸す、そこからまた借りるという話です。制度的に。

長友嘉 金額の話は親子で纏めない事には何も始まらない。

議長 ほかに質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
 議案第 22 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 22 号については承認されました。

議長 これより報告案件がありますので議題いたします。
 事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、報告案件が 1 件ありますのでご報告いたします。

2 月定例総会において「議案第 8 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明について」をご承認いただきましたが、■■■■さんへの買受適格証明の案件です。その後、一ツ瀬川土地改良区の公売の落札者が■■さんに決定し、本委員会に農地法第 3 条の申請書の提出がありましたので、会長専決処分を行い、許可書を交付いたしました。以上、ご報告いたします。

議長 以上で、令和 6 年 4 月 26 日開会の第 4 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____